

国政評第12号
令和8年6月30日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣
(公印省略)

令和7年度に海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和7年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

1. 領土・領海の堅守、海上保安能力強化について

目 標
<p>中国海警局に所属する船舶による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、巡視船・航空機等の増強整備といったハード面の取組に加え、国内外の関係機関との連携・協力の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安能力を一層強化する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">繰り返される尖閣諸島周辺の我が国領海等への中国海警局に所属する船舶の接近、侵入等の厳しい情勢を踏まえ、関係省庁と緊密に連携し、領海警備に万全を期すこと。また、大和堆周辺海域等における違法操業外国漁船等への対応及び

日本漁船の安全確保、原発等へのテロの脅威、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動等の重要事案に適切に対応すること。【主要】

- ・ 新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力、新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力、大規模・重大事案同時発生に対応できる強靱な事案対処能力の強化のため、巡視船・航空機の整備等を進めること。また、海洋権益確保に資する優位性を持った海洋調査能力の強化のため、測量船の高機能化等を進めること。加えて、強固な業務基盤能力の強化のため、必要となる人材の確保・育成、教育訓練施設の拡充や基地整備等を進めること。
- ・ 戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力の強化のため、警察、自衛隊等の関係機関との連携体制を強化すること。特に、自衛隊とは、それぞれの役割分担の下、あらゆる事態に適切に対応するため、情報共有・連携の深化、武力攻撃事態時における各種の対応要領や訓練の充実を図ること。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を推進すること。

評 価

目標達成

以下、具体的に述べるとおり、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りにについては、厳格に実施したと認められる。また、「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、巡視船等の増強整備や無操縦者航空機の2機増強等のハード面に加え関係機関との連携訓練や外国海上保安機関等の連携・協力等ソフト面の両面からの取組を進め、海上保安能力の一層の強化が図られており、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 尖閣諸島周辺の接続水域における中国海警局に所属する船舶の令和7年の年間確認日数は357日で過去最多、連続確認日数は令和6年11月19日から令和7年10月19日にかけて、過去最長の335日となった。

このような厳しい情勢を踏まえ、海上保安庁では、24時間365日、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、我が国領海に接近する中国海警局に所属する船舶に対し、領海に侵入しないよう警告を実施するとともに、領海に侵入する中国海警局に所属する船舶に対し領海からの退去要求や進路規制を繰り返し実施し、領海外へ退去させ、また、日本漁船等の周辺に巡視船を配備し安全を確保し、さらに、このような対応について、内外のメディアに対し適切に情報発信を行うなど、関係省庁と緊密に連携しつつ、国際法・国内法に則

り、冷静に、かつ、毅然と対応した。

加えて、同周辺海域における外国漁船による違法操業に対しても、迅速かつ的確に対応し、中国漁船 4 隻及び台湾漁船 37 隻に対し退去警告を行った。

大和堆周辺海域における違法操業外国漁船等への対応については、我が国イカ釣り漁業の漁期前の 5 月下旬から重点的に巡視船を同海域に配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施して対応し、日本漁船の安全を確保した。

原発等へのテロの脅威に対しては、巡視船艇・航空機による原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設警戒等を実施した。また、事前通報のあった外国からの入港船舶 2,256 隻に対して立入検査を行い、テロとの関連が疑われる船舶は認められなかった。

我が国の排他的経済水域等における外国海洋調査船による同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動（特異行動）については、巡視船・航空機による監視警戒等を行った。令和 7 年には 11 件の特異行動を確認し、特異行動を認めた外国船舶に対しては、関係省庁と緊密に連携しつつ、活動状況や行動目的の確認を行うとともに、中止要求を実施するなど、適切な対応を行った。

注) 暦年の実績値を記載

- ・ 「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船・航空機等の増強整備を推進しており、令和 7 年度には、ヘリコプター搭載型巡視船 2 隻、大型巡視船 2 隻、中型ヘリコプター 1 機が就役した。

令和 4 年に運用を開始した無操縦者航空機については、令和 8 年 3 月から新たに 2 機増強し、5 機体制での運用を開始した。

このほか、効果的かつ効率的な業務遂行や省人化・省力化を図るために大型ドローンの海上保安業務への導入に向けて検討を行った。

また、海上保安能力を着実に強化していくため、海上保安大学校施設の拡充整備を実施し、学生数の増加に対応するため新寮を整備、令和 7 年 11 月に完成した。基地整備においても、捜索・監視・海難救助等に対応する重要な拠点である関西空港海上保安航空基地の整備を進めている。

加えて、測量船の観測機器の整備や高機能化等を実施した。

- ・ 令和 5 年 4 月に、自衛隊法第 80 条に基づく、防衛大臣による海上保安庁の統制について、その具体的な手続き等を定めた統制要領が策定され、令和 8 年 3 月には、当該要領に基づく共同訓練（机上訓練）を防衛省・自衛隊と実施した。その他、「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、重要施設等に向かう不審船を想定し、海上自衛隊と「情報共有訓練」、「共同追跡・監視訓練」、「停船措置訓練」等を実施した。

また、外国海上保安機関等との連携・協力については、多国間の取組として、第 4 回世界海上保安機関長官級会合がイタリアで開催された際には海上保安庁長官が共同議長を務めたほか、第 25 回北太平洋海上保安フォーラム（NPCGF）が中

国で、第 21 回アジア海上保安機関長官級会合（HACGAM）がオーストラリアで開催された。

ミニラテラルの取組として、日米韓海上保安機関による捜索救助に関する合同セミナー及び机上訓練に職員を派遣するとともに、日米比海上保安機関による合同捜索救助訓練、日米豪印海上保安機関による、シップオブザーバー・ミッションを実施した。また、2 か国間の取組として、アメリカ、韓国、インド、フィリピン、ベトナム、インドネシア等と会合を開催するなど、多くの方面において海上保安業務に関する連携強化を図った。

さらに、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する海上保安能力向上支援として、専門知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援の専従部門である海上保安庁 Mobile Cooperation Team（MCT）を、東南アジアをはじめとする 9 ヶ国へ派遣し、27 件の能力向上支援を実施した。

2. 海上における治安の確保について

目 標
<p>積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密漁、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none">「2025 年日本国際博覧会」が開催されることを踏まえ、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制の充実・強化を図り、万全な警備を行うこと。「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を 0 件とすること。【主要】
評 価
<p>目標達成</p> <p>不正薬物や不法上陸者を水際で阻止するため、巡視船艇・航空機による監視・警戒、外国から入港する船舶に対する立入検査、国内外関係機関との連携及び情報収集活動を実施した。その結果、令和 7 年は、薬物事犯を 12 件、密航事犯 2 件を摘発し、密輸・密航等の海上犯罪を適切に取り締まっていると認められる。</p> <p>また、「2025 年日本国際博覧会」における海上警備をはじめとしたテロ活動等への対策を講じるなど、全ての具体的な目標が達成されているものと認められるため「目標達成」と評価する。</p> <p>注) 暦年の実績値を記載事犯 2 件</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p>

- ・ 「2025 年日本国際博覧会」の約半年間にわたる開催期間中、巡視船艇・航空機などによる会場周辺海域の警備をはじめ、警察等の関係機関と連携したテロ対策を実施した。
 加えて、旅客船ターミナル等のソフトターゲットを標的としたテロ対策として、「内航旅客船等におけるテロ対策マニュアル作成の手引き」を策定し、内航旅客船事業者に配布・指導を行うとともに、自主警備の強化を要請するなど官民一体となって対応し、万全な警備を実施した。
- ・ 巡視船艇・航空機による原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラの施設警戒や、旅客ターミナル・フェリー等のソフトターゲットにも重点を置いた警戒を実施した。また、国内外の要人の警衛・警護や外国船舶への立入検査のほか、国際港湾において保安対策の強化を図った結果、令和7年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数は0件であった。

3. 海難の救助について

目 標
<p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】 ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取り組み、海難発生後から2時間以内に海上保安庁が情報を入手する割合（関知率）を令和7年までに85%以上とすること。
評 価
<p>相当程度進展あり</p> <p>巡視船艇・航空機を全国に配備するとともに、潜水士、機動救難士及び特殊救難隊を配置することで、昼夜を問わず、海難救助体制を確保している。</p> <p>主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は目標を達成しているが、海難発生後2時間以内の海上保安庁関知率の目標は達成できていない。</p> <p>一方で、海上保安庁では、海難救助を実施するにあたり、民間救助団体等の関係機関との連携をより迅速かつ効率的に進めるため、『官民連携救助アプリ』の開発を行っており、目標達成に向けた取組が見られる。</p> <p>以上から「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や消防等の関係機関との合同訓練等を実施するなど、情報共有の迅速化を

め連携強化を図るとともに、民間海難救助組織と合同訓練等を通じ、連携・協力体制の充実に努めた。

また、令和7年1月から運用を開始した「Live118」により、音声や文字による通報では伝えることが難しい現場の状況を、映像で通報を行うことで正確に状況を伝達することが可能となった。

これらの取組を含め、迅速的確な救助体制の充実・強化等に努めた結果、主要な具体的目標である令和7年の要救助海難に対する救助率は97%であった。

注) 暦年の実績値を記載

- ・ 海難発生時における海難情報の早期入手のため、海上保安庁への緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用について、地方公共団体、水産関係団体、教育機関等と連携・協力した講習会や、沿岸域の巡回時の周知、地域のFMラジオやYouTube動画といったメディア等様々な手段を通じて周知・啓発を進めている。

結果、具体的な目標である海難発生後2時間以内の海上保安庁関知率は82%であり、令和7年までに85%以上とする目標については、達成できていないものの、前年度から3%以上向上している。また、プレジャーボート及び遊漁船の海難に対する関知率は2%向上し、86%となるなど進展も見られた。

注) 暦年の実績値を記載

4. 海上交通の安全確保について

目 標
海上交通の安全確保に関し、令和5年3月28日に交通政策審議会から答申された「第5次交通ビジョン」も踏まえ、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。さらに、近年の激甚化・頻発化する台風等自然災害への対策を推進する。 [具体的な目標] <ul style="list-style-type: none">・ ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数について、令和7年までに1500隻未満を目指すこと。【主要】
評 価
進展が大きくない 近年の激甚化・頻発化する台風等自然災害においても海上交通の安全確保を図るため、海水浸入防止対策や電源喪失対策などの航路標識の耐災害性強化対策等に取り組み、航路標識関係施設の強靱化を推進するとともに、船舶交通の整流化を図る等の航行

安全対策を実施した。

加えて、船舶交通の安全のために必要な各種情報を海上交通センターや海の安全情報等により適時適切に提供するなど、海難の未然防止を図った。

上記取組の実施等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数は0件であり、目標を達成していると認められる。

一方で、我が国周辺で発生する船舶事故隻数については、令和7年は1,702隻であり、減少傾向にあるものの、目標の達成には至らなかった。

以上から、「進展が大きくない」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ ふくそう海域（東京湾・伊勢湾・瀬戸内海及び関門海峡）に設置されている海上交通センターにおいて、船舶の動静を把握し、航行の安全に必要な情報提供や、大型船舶の航路入航間隔の調整を行うとともに、巡視船艇との連携により、通航方式に従わない船舶への指導等を実施した。さらに、令和6年7月から開始された来島海峡航路西側海域の海上交通安全法に基づく経路指定については、継続した通航船舶への指導等により高い遵守率が確保された。

これらの対策により、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数は、令和7年度も0件であった

- ・ 船舶事故を防止するため、国の関係機関や民間の関係団体と連携し、漁港やマリナー等での訪船指導や海難防止講習会の開催、リーフレットの配布やSNS等拡散効果の高い媒体を使用した安全啓発活動等、第11次交通安全基本計画に定められた海上交通の安全確保に資する各種施策を実施した。

しかし、令和7年の我が国周辺で発生した船舶事故隻数は1,702隻であり、目標設定の初期値である令和3年の事故隻数（1,932隻）から減少しているものの目標の達成には至らなかった。

注）暦年の実績値を記載

5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標
激甚化・頻発化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、一般市民を対象とした啓発活動を通じて海洋環境の保全に貢献する。
[具体的な目標]
・ 大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るととも

<p>に、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を 320 回以上実施すること。【主要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした啓発活動を 480 回以上実施すること。
<p>評 価</p>
<p>目標達成</p> <p>機動力の高い巡視船艇・航空機等を活用できる態勢の確保や研修・訓練を実施したほか、合同防災訓練について目標回数を達成した。なかでも給水支援や離島における防災訓練を通じて自治体等との連携強化を図ることができた。また、海洋汚染の防止を図るための指導、啓発活動の実施回数についても目標を達成しており、海洋環境の保全に貢献することができたことから「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機動力の高い巡視船艇・航空機等を活用できる態勢の確保や研修・訓練の実施により、大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図った。また、関係機関と連携し、非常時における円滑な通信体制の確保や迅速な対応勢力の投入等を念頭に置いた合同防災訓練を令和 7 年度に 414 回実施した。 <p>今年度は、近年の自然災害において海上保安庁へのニーズが大きい「給水支援」や「離島への支援」について、複数の自治体と巡視船及び給水車を使用した運用訓練を実施し、連携強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海事・漁業関係者やマリインレジャー等を行う人を対象にした海洋環境保全講習会を 74 回、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を 264 回、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ分類調査を 180 回実施した。 <p>結果として、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止のための啓発活動を、合計で 518 回実施した。</p> <p>注) 暦年の実績値を記載</p>

6. 海洋調査等について

<p>目 標</p>
<p>海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。</p> <p>[具体的な目標]</p>

- ・ 他国による我が国周辺海域での海洋権益の主張や海洋調査の実施及びその成果の発信に対し、我が国の海洋権益及び海洋情報の優位性を確保するべく、海洋調査等を計画的かつ効率的・効果的に実施すること。【主要】
- ・ 「第4期海洋基本計画」（令和5年4月閣議決定）に基づき、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスや、地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月閣議決定）等に基づき整備される地理空間情報との連携を強化するなど「海洋状況表示システム」の機能強化に取り組むこと。【主要】
- ・ 全国20箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表するほか、長年にわたり蓄積した験潮結果から、海図において水深の基準となる最低水面等を算出すること。また、験潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（適宜）に提供を行うこと。【主要】

評 価

目標達成

我が国の領海や排他的経済水域等における海上の安全及び海洋権益を確保するほか、防災情報の整備を目的として適切に海洋調査を実施した。各種調査で得られた結果は、目的や利用者に応じた適切な媒体を通じて情報提供を行っており、全ての具体的な目標が達成されているものと認められるため「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 前年度から引き続き、我が国の領海や排他的経済水域等の海洋権益を確保するため、測量船に搭載されたマルチビーム音響測深機や自律型潜水調査機器（AUV）等による海底地形調査、地殻構造調査や底質調査等を重点的に推進した。
また、領海・排他的経済水域（EEZ）の外縁の根拠となる低潮線の位置を精密に決定するため、自律型海洋観測装置（AOV）や航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、我が国周辺海域の基礎的な海洋情報の収集・整備に努めた。
- ・ 関係省庁・機関等と協力し、「海洋状況表示システム」に海面水温・塩分の予測値や全国の漁業に関する調査結果等の多様な分野の情報を新規に掲載し、機能強化を実施した。
- ・ 海上保安庁が所管する全国20箇所の験潮所において得られた潮位から平均水面及び最低水面を算出し、験潮月表をインターネットにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、験潮データを気象庁にリアルタイムで転送するとともに、月ごとの解析結果を国土地理院に提供を行った。